

議案第 14 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 23 年 7 月 28 日提出

伊賀市・名張市広域行政事務組合
管理者 内 保 博 仁

専決第1号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年3月23日

伊賀市・名張市広域行政事務組合
管理者 内保博仁

記

伊賀市・名張市広域行政事務組合条例第3号

伊賀地区ふるさと市町村圏基金条例の一部を改正する条例

伊賀地区ふるさと市町村圏基金条例（平成2年12月1日条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊賀市・名張市広域行政圏振興整備基金条例

第1条中「第14条」を「第16条」に、「伊賀地区広域市町村圏」を「伊賀市・名張市広域行政圏」に、「伊賀地区ふるさと市町村圏基金」を「伊賀市・名張市広域行政圏振興整備基金」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

伊賀地区ふるさと市町村圏基金条例の一部改正理由書

当該基金は、伊賀地区ふるさと市町村圏計画に基づく事業の実施のために設置された基金であるが、当該計画が平成 22 年度をもって終了することから、伊賀市・名張市広域行政事務組合規約を平成 23 年 4 月 1 日から改正するべく、伊賀市・名張市の 3 月議会で議決いただき、三重県の許可を経て、平成 23 年 4 月 1 日より施行することとなったが、その規約の施行日と整合性を確保することとしたため。